

社会福祉法人みらい 役員等旅費日当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらいの役員及び評議員等の旅費日当について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の旅費日当)

第3条 理事及び監事並びに評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、次により旅費及び日当を支払うことができる。なお、常勤理事が松恵園館内で、理事会及び評議員会に出席した場合はこれを支払わないものとする。

	日 当	旅 費 (日額)
理事及び監事、評議員	10,000 円	3,000 円

2 旅費の実費が、規定の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の旅費日当等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により旅費及び日当を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により旅費及び日当を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により旅費及び日当を支払うことができる。

4 旅費の実費が、規定の額を超える場合には、その実費とする。

(旅費及び日当)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費及び日当を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	日 当	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。評議員選任・解任委員も別表1の理事及び評議員と同額とする。

本規則は、2019年5月25日一部改正する。

本規則は、2023年4月1日一部改正する。

別 表 1

役 員	日 当	旅 費
理 事 長	旅費規程に準ずる	旅費規程に準ずる
理事及び評議員	10,000円	3,000円
監 事	30,000円	3,000円